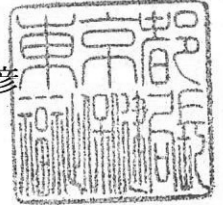


厚生労働省

老健局長 土生 栄二 殿

東京都福祉保健局長 吉村 憲彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う  
介護報酬等に関する緊急提案要求について

国は、令和 3 年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和 3 年 4 月から 9 月末までの間、全てのサービスについて基本報酬に 0.1% の上乗せを実施しており、10 月以降についてはこの措置を延長しないことを基本としています。

また、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」では、通常の介護サービスの提供では想定されない「かかり増し費用」に対し補助していますが、このうち自費検査費用については、対象サービスは介護施設等に限定され、かつ、対象者は、濃厚接触者と同居する職員や保健所等により経過観察を指示された職員等に限定されており、感染者や濃厚接触者と相当程度の接触歴がある職員等であっても対象とならない場合があります。

一方で、変異株の影響もあって、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や自宅療養者数が増加傾向にあり、介護サービス種別に関わらず、重症化リスクの高い高齢者に対応する介護現場では、今後も介護サービスを安定的・継続的に提供していくためには、感染防止対策の一層の強化が求められています。

このため、下記の対策を早急に講じるよう提案要求します。

## 記

- 1 新型コロナウイルス感染症に対応した基本報酬の上乗せ措置について、現下の感染拡大状況に鑑み、本年 10 月以降も継続するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 地域医療介護総合確保基金を財源に実施している「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による自費検査費用の補助について、対象種別に通所系及び訪問系サービスを加えるとともに、対象者に行政検査の対象とならないが感染リスクの高い職員や利用者を加えるなど、都道府県の裁量により地域の感染状況等に応じて柔軟に補助対象を拡充できるようにすること。